



困ったときはご相談ください
消費生活センター
(市役所 商工観光課)
☎56-4052
受付 月～金
9時～12時 13時～16時

5月は「消費者月間」です。 平成26年度のテーマは「つながろう消費者～安心・安全なくらしのために～」です。

近年、高齢者の消費者被害の相談件数が増加していますが、被害に遭った高齢者本人が相談に行かない傾向もあるなど、積極的な見守りやサポートが求められています。

このような現状を踏まえ、消費者庁では、消費者の不安を払拭し、安全・安心の確保を目指し、平成26年度のテーマを「つながろう消費者～安心・安全なくらしのために～」としました。地域の人々が幅広く連携し、リスクの状況に応じて効果的・重点的に地域で見守る体制の拡充を推進してまいります。

◎最近被害件数の多い消費者トラブル事例

「買え買え詐欺」にご注意！

買え買え詐欺では、未公開株や怪しい社債への投資、i P S細胞など社会的に関心の高い事業に関する権利の購入やダイヤモンドなど希少価値のある商品の購入、最近では介護施設への入居権の名義貸しのお願ひなど、様々な名目で消費者への勧誘が行われており、被害が後を絶ちません。勧誘は複数の人物が登場し、様々な役割を演じる「劇場型勧誘」のかたちで行われることが多く、**公的機関や大手企業の名をかたっての勧誘も目立ちます**。また被害にあったことのある消費者に、「被害回復のために必要」などと話をもち掛けてお金を支払わせる手口も目立ち、**二次被害も多数出ています**。

買え買え詐欺は1件当たりの被害額が大きく、いったん支払ってしまうと取り戻すことが困難です。

インターネットバンキングのパスワードなどを だまし取る不審なメールに気をつけて！！

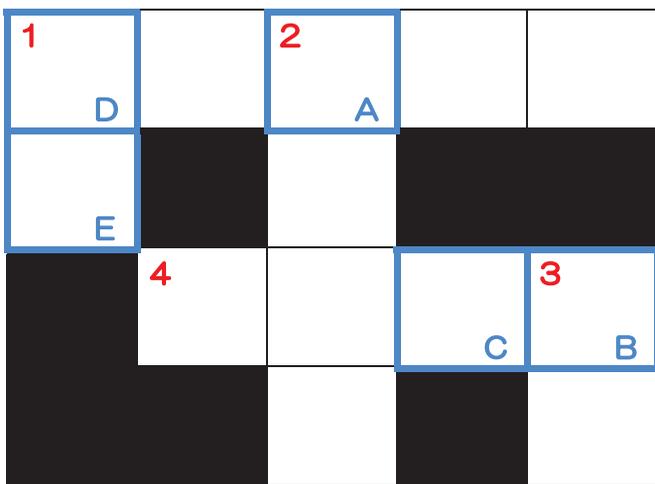
今年の1月以降、インターネットバンキングのパスワードを盗みとろうとする不審な電子メールが不特定多数の人に送信されています。

⇒詳しくは裏面



事例1
有料老人ホームへの入居権
「迷惑はかけないので名義を貸してほしい？」
知らない業者(D社)から電話があり、「あなたの住んでいる市に近日中に老人ホームが建つ。あなたに入居権があるが、入居したい人がたくさんいるので、人助けだと思って名義だけ貸してほしい。」と言われたので承諾した。後日、老人ホームを名乗る

ことわり文句クロスワード



1～4のヒントを頼りにマス目を単語で埋め、縦・横どちらからでも意味が読み取れるようにするパズルゲームです。
A～Eが完成すると、ことわり文句が出来ます！！

タテのカギ

- 1 ノートに〇〇を引いて表を作りました。
- 2 城陽名産の果物、〇〇〇〇はおいしいよ！
- 3 森にいる、小さなかわいい動物です。

ヨコのカギ

- 1 〇〇〇〇〇〇を見て、オリンピック参加国の位置を確認。
- 4 お出かけのときは、〇〇〇〇を忘れずに。

A	B	C	D	E
---	---	---	---	---

所から電話があり、「D社名で2千万円の入金があった。当社の権利は個人投資家にしか販売していないのでインサイダー取引で犯罪になる。」と言われ、D社からは「このままで当社もあなたも捕まると600万円の示談金が必要。立て替えてほしい。」と言われた。その後D社から何度も電話があつて怖くなり、指示されるまま現金を宅配便で他府県の個人宅に送ってしまった。

事例2
限られた人しか買えない権利
「将来有望なX社の権利を代わりに購入してほしい？」

この手口は「限られた人しか買えない権利」が共通して見受けられます。この手口は「入居したい人が多いが、権利を購入できずに困っている。人助けのつもりで代わりに申し込んでほしい(名義を貸してほしい)」といつて消費者の親切心につけ込む手法です。もしこのような電話を受けても毅然と断りましょう。

この手口は「限られた人しか買えない」希少価値の権利であることを匂わせるのが特徴です。権利だけでなくダイヤモンドなど現物X社は将来有望なエネルギー関連の会社で、X社が売っている権利はパンフレットが届いた人しか買えない。代金は当社が支払うので代わりに申し込んでほしい。謝礼も支払う。」と言われ、承諾した。その後、X社から「監査で名義人と振込人が違うと指摘され、A社が振り込めなくなった。あなたの名義で申し込んでいたので、振り込んでほしい。」と言われたので仕方なくいったん振り込んだ。その後、A社、X社とも連絡がとれなくなりました。

で勧誘が行われたりする場合もあります。実体的ない事業であったり、価値のないダイヤがあつたりするケースがほとんどです。「代わりに購入してくれたら高値で買い取る」謝礼をする」などと話をもち掛けられても、そのようなおいしい話はあり得ないということを念頭に、毅然と断りましょう。



事例3
 インターネットバンキングのパスワードなどをだまし取る不審なメールに気を付けて！

パソコンメールに取引のある銀行を名乗り、「ネットバンキングのシステムセキュリティのアップグレードのため、あなたのアカウント利用を避けるために検証する必要がある」と登録を促す内容が届いた。リンクされている画面を開くと契約番号とログインパスワードを入力するための画面が出てきた。メールで大事な個人情報を取り取りするのはおかしいと思い、取引銀行に問い合わせたら、偽メールであることが分かった。

取引銀行を装った偽メールは、「システムセキュリティ向上のため」「本人認証サービス確認」「ご本人確認」「メールアドレスの確認」「安全確認」など、もともともらしい内容で、フィッシングサイトに誘導し、銀行とそっくりな画面が表示され、パスワードなどを入力させ、情報を抜き取るといった手口です。警察庁の発表によると平成25年度の被害件数は1,315件で、全国32金融機関の個人名義の口座が狙われています。銀行側が、個人にインターネットバンキングのパスワードなどの



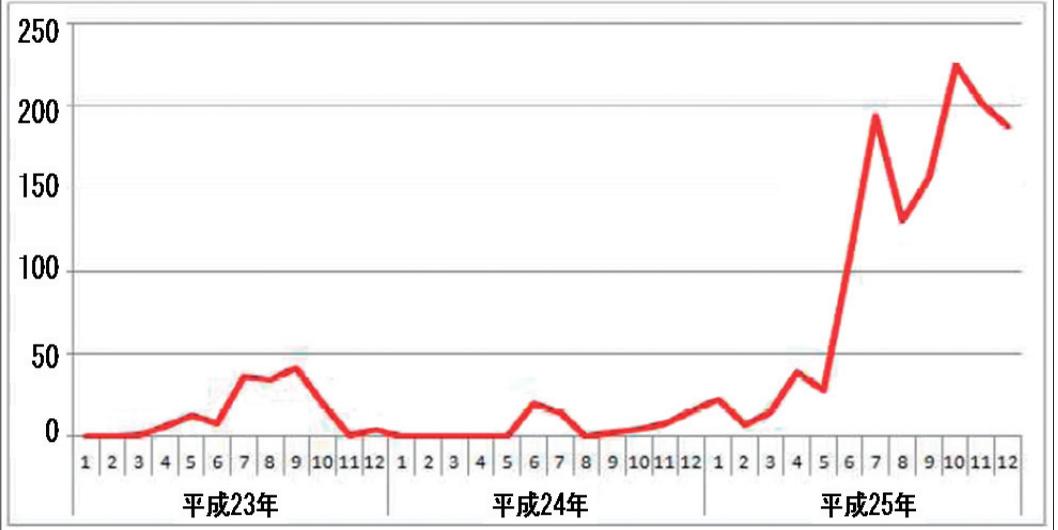
入力を依頼することは考えられません。絶対に入力しないでください。また、不審メールが届いた場合は当該銀行に確認し情報提供してください。各銀行のホームページでも注意喚起されています。また銀行のホームページを見る場合は、銀行のアドレスから入るようにしてください。

インターネットバンキングに係る不正送金事犯の発生状況(平成25年中)

被害件数、被害額

平成25年	1,315件	約14億600万円
平成24年	64件	約4,800万円
平成23年	165件	約3億800万円

月別発生件数(平成23年~平成25年)



クロスワードの答え

A	B	C	D	E
い	り	ま	せ	ん

怪しい電話、こんな言葉で勧誘されたら注意して



・あなたは選ばれた特別な方です
 ・高値で買い取ります

勧誘のキーワード
 Online only

・新型エネルギー事業(シエールガス・天然ガスなど)
 ・外国(新興国)の高齢者マンション
 ・iPS細胞関連事業
 ・CO2排出権取引
 ・CFD(差金決済取引)
 ・ダイヤモンド、鉱山の採掘権など

業者が持ちかける取引は?



また、詐欺業者は自分の声が録音されるのを嫌がる傾向があるようです。電話を切つてしまえば、仮にメッセージが残っていたとしても、直接会話をしていないので冷静な判断ができます。

勧誘の入り口はほとんどが電話です。詐欺業者は巧みな話術で語りかけてくるので、会話をしているうちに冷静さを失ってしまいがちです。在宅時でも留守番電話にしておけば、詐欺業者から電話がかかってきても直接話をしなくて済みます。

名義だけ貸してください
 ・費用の負担はありません
 ・過去の被害を取り戻します
 ・国の許可(または届出)があります
 ・必ずもうかります

取引を断ろうとしたときの脅し文句は?

・支払わなければ裁判をする
 ・あなたは罪を犯している(名義貸しは犯罪になる、など)
 ・警察沙汰になる
 ・いまさら断れると思つていいのか?

○取引を断ろうとしたときの脅し文句は?

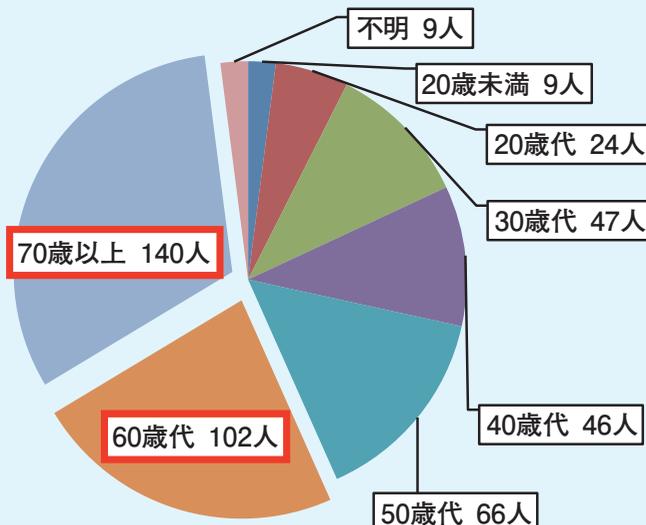
○上位の相談内容別件数

相手が一方的に話を続けていてもきっぱり断り、電話を切りましょう

~平成25年度の城陽市消費生活センターの相談状況~
 年間相談件数443件

平成25年度における城陽市消費生活センターの総相談件数は443件でした。年齢構成はグラフのとおりで、高齢者層の相談が半数以上となっています。おかしいと思ったときは、すぐに城陽市消費生活センターへご相談ください。

平成25年度相談者年齢構成(城陽市)



○上位の相談内容別件数

1	インターネット、携帯電話サービス、ワンクリック請求など	76件
2	健康食品の送りつけ、食の安全など	63件
3	怪しい社債などの勧誘、保険契約など	49件
4	携帯電話機、学習教材、書籍、楽器など	32件
5	架空請求など	26件
6	冷蔵庫、台所用品、空調、家具など	26件
7	住宅関連工事のトラブルなど	23件
8	ブランド模倣品、古着の買い取りなど	19件

相談者の約55パーセントが60歳以上となっています。高齢者が詐欺的商法や悪質業者に狙われやすいので、注意してください。

また、相談内容で件数が多いのは運輸・通信サービスで、いわゆるインターネットによる買い物やサービスの提供に関するものです。

城陽市消費生活センター
 【受付時間】 9:00~12:00 13:00~16:00
 (土・日・祝日、年末年始を除く)

☎ 0774 56-4052